

議案第 26 号

契約の変更について

令和 4 年第 4 回市議会定例会の議決を経て締結した【継】（仮称）富士公園整備工事（R 4）に係る契約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 9 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、【継】（仮称）富士公園整備工事（R 4）に係る契約を変更したいので、議会の議決を求めるものです。

1 契約の目的

【継】(仮称) 富士公園整備工事 (R 4)

2 変更契約事項

契約金額

当初契約金額 3 3 6 , 1 6 0 , 0 0 0 円

変更契約金額 3 4 7 , 9 8 8 , 3 0 0 円

変更による増額 1 1 , 8 2 8 , 3 0 0 円

3 契約の相手方

船橋市本町一丁目 3 番 1 号

東日本都市開発株式会社

代表取締役 伊能 博

議案第 26 号資料

【継】(仮称) 富士公園整備工事 (R4) の変更概要

1 原契約書の契約日 令和 4 年 1 2 月 6 日
(議決日 令和 4 年 1 2 月 1 9 日)

2 原契約書の工期 令和 4 年 1 2 月 2 0 日から
令和 6 年 2 月 2 8 日まで

3 変 更 理 由

施工過程での詳細な現地調査により設計時には確認できなかった切り株の抜根数量が増加すること、また樹木伐採や抜根等に伴う処分量が設計時に算出した数量を超過することから、契約を変更するもの。

4 変 更 内 容

- (1) 樹木抜根数量の増
- (2) 樹木処分数量の増